

公益社団法人川崎西法人会 職員退職手当規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）職員就業規則第 29 条の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第 2 条 退職手当は、勤続年数が 2 年以上の職員で、次の各号の一に該当する者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

- (1) 就業規則第 24 条に基づき、定年により退職した者
- (2) 傷病により死亡または退職した者
- (3) 自己の都合により退職した者
- (4) 諭旨退職の処分により退職した者
- (5) 解雇（禁固以上の刑に処せられた場合または懲戒免職の処分による場合を除く）による退職

(支給額)

第 3 条 退職手当の金額は、退職時における基本給に勤続年数に応じ<別表>に定める割合を乗じた額とする。

(勤続年数)

第 4 条 退職手当の算定の基礎とする勤続年数は、採用の日から退職の日までとし、1 ヶ月未満の端数は繰り上げ、1 年未満の端数は月割計算とする。

(功 労 金)

第 5 条 会長は、在職中特に功労顕著であった者に対して、所定の退職手当のほかに功労金を付加することができる。

(改 廃)

第 6 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

<別表> 支給率（第3条関係）

(1) 甲受給者（第2条1項、2項の事由によるもの）

勤続年数	支給率	勤続年数	支給率
3	1	17	15
4	2	18	16
5	3	19	17
6	4	20	18
7	5	21	19
8	6	22	20
9	7	23	21
10	8	24	22
11	9	25	23
12	10	26	24
13	11	27	25
14	12	28	26
15	13	29	27
16	14	30	28

30年を超えて勤務した者については、会長が別に支給額を定める。

(1) 乙受給者（第2条3項、4項、5項の事由によるもの）

乙受給者は、上記の甲受給者の支給率に、下記の勤続年数に対応する率を乗じて得た額とする。

勤続年数	乗率
10年未満	0.3
15年未満	0.4
20年未満	0.5
25年未満	0.6
30年未満	0.7